立教学院 人事部

## 1. 対象となる出張

原則として「旅費規程」の出張種別に応じた海外出張

校務(用務、会合・研修会、諸行事)、正課(授業実施、実習指導、演習等の指導)研究, 調査(学会、研究又は調査、事業又はプロジェクト)、その他(学生会所属各部合宿視察)

以下の2点を共に満たすことを要件とします。

- ・出張願を提出して承認された出張であること
- ・出張費用が学院本部・大学予算から支出されるか、または、大学が申請し経理を行う公的研究費・補助金から支出される出張であること。
- \*教員の「長期海外出張」は、本制度が支給対象とする出張とします。
- \*大学院学生の「立教大学大学院学生学会発表奨励金(海外学会)」は、本制度が支給対象 とする出張には該当しません。

## 2. 対象者

- ・学院本部・大学の勤務員(専任、有期契約の教職員)
- ・立教大学の大学院学生
- ・学院本部・大学の勤務員の指揮命令下にあって、調査・研究に従事する学外の研究分担 者等(なお、下記3-①については、適用されません。)

## 3. 対象経費・支給基準

- ①旅券の交付・更新手数料
  - ・旅券の交付または更新期日が、原則として直近の出張の出発日から起算して2ヶ月以内であることを目安とします。
  - ・旅券の有効期間は以下のとおりとします。 専任教職員=10 年間、 有期契約の教職員・大学院学生=5年間
- ②査証手数料
- ③予防接種に関わる経費
  - ・適用範囲は、出張先で入国上最低限必要とされる予防接種自体の費用とします。
- 4)海外旅行保険料
  - ・詳細は、別紙「海外旅行保険料支給要領」に定める基準によるものとします。
- ※ 外国人教員が再入国許可を申請した場合の手数料(1回または数次)については、出張との関連を確認の上、支給することとします。

## 4. 申請·精算方法

- ・支給基準:上記3-①②③については、個人立替払いで、申請により実費で支給。
- ・窓口 : 人事部 旅費担当
- ・申請・精算方法 : 海外出張旅費精算書を使用して、必要な証憑を添付の上、申請を行ってください。
  - \* 上記3-4については、別紙「海外旅行保険料支給要領」をご参照ください。